

<子の氏の変更>

1 概要

子が、父又は母と氏を異にする場合には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

なお、父母が婚姻中の場合には家庭裁判所の許可は必要ありません。

2 申立人(申立てができる人)

子（子が15歳未満のときはその法定代理人が子を代理します。）

3 申立先

子の住所地の家庭裁判所

（父又は母を同じくする数人の子について申し立てる場合は、そのうち1人の子の住所地の家庭裁判所）

子の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(申立人の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

子の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・子1人につき800円分	
②	郵便切手・・・84円切手×3枚 (窓口提出の場合、枚数が少なくなることがあります。)	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	申立人(子)の戸籍謄本(全部事項証明書) ※3※4	
⑤	父・母の戸籍謄本(全部事項証明書) (父母の離婚の場合、現在の父・母の戸籍謄本に離婚の記載がない場合は、離婚の記載のある戸籍(改製原戸籍, 除籍)謄本も必要) ※3※4	

- ※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。
- ※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。
- ※3 3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※4 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）